３．条例の構造

前　文

目的と理念（第１章）
- ◆目的（第１条）
- ◆基本理念（第２条）
- ◆言葉の意味（第３条）

まちづくりの原則（第２章）
- ◆情報の共有（第４条）
- ◆町民参加（第５条）
- ◆協働（第６条）
- ◆人権の尊重（第７条）

権　利　と　責　任

町民の権利と責任（第３章）
- ◆参加する権利（第８条）
- ◆知る権利（第９条）
- ◆町民の責任（第10条）

町議会（第５章）
- ◆町議会の責任（第12条）
- ◆町議会議員の責任(第13条)

町政運営（第６章）
- ◆町長の責任（第15条）
- ◆町の組織・体制（第17条）
- ◆町職員の責任（第18条）

制　度　と　原　則

自治活動（第４章）
- ◆自治活動の推進（第11条）

町民参加（第７章）
- ◆町民参加の推進（第29条）
- ◆住民投票（第30条）

◆町議会の運営（第14条）

連携・交流（第８章）
- ◆広域連携（第31条）
- ◆国、北海道との連携（第32条）
- ◆様々な人たちとの交流（第33条）

- ◆政治倫理（第16条）
- ◆職員倫理（第19条）
- ◆まちづくり計画（第20条）
- ◆法務体制（第21条）
- ◆財政の運営（第22条）
- ◆行政改革（第23条）
- ◆行政評価（第24条）
- ◆説明・応答責任（第25条）
- ◆情報の公開（第26条）
- ◆個人情報の保護（第27条）
- ◆行政手続（第28条）

第９章　条例の位置付け
- ◆条例の位置付け（第34条）
- ◆条例の改正（第35条）